



栃木県公報

令和5(2023)年
5月12日(金)
号外
第38号

目次

規則

○栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第40号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月12日

栃木県知事 福田 富一

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年栃木県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場又は事業場）</p> <p>第34条 条例第52条第1項の規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場とする。</p> <p>(1) 使用した<u>化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。）</u>の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の量をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条第1項に規定する方法により原油の数量に換算した量及び他人から供給された熱の年度の量を同条第2項第1号に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である工場又は事業場</p> <p>(2) 略</p>	<p>（温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場又は事業場）</p> <p>第34条 条例第52条第1項の規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場とする。</p> <p>(1) 使用した<u>燃料</u></p> <p>_____の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則_____（昭和54年通商産業省令第74号）第4条第1項に規定する方法により原油の数量に換算した量及び他人から供給された熱の年度の量を同条第2項_____に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である工場又は事業場</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(気候変動対策課)